主 文本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

理 由

昭和二六年一〇月七日訴外Aを売主とし、被控訴人を買主として本件土地建物につき買戻約款附売買契約の成立したこと並びに同訴外人が昭和二八年一月五日死亡したことは当事者間に争がない。

したことは当事者間に争がない。 ところで、控訴人は同訴外人の承継人たる相続人等に対し本件土地建物の返還を 請求し得る権利を有すると主張し、右相続人等に対する債権者として債権者代位権 に基ずき右相続人等に代位して前示買戻権を行使して被控訴人に対し本件土地建物 につき被控訴人より控訴人に対する所有権移転登記手続を請求しているのである。

なるほど、債権者代位権を行使して債権者が相手方たる第三債務者に対し物の引渡或は金銭の支払を求める如き場合には、債務者に引渡或は支払をなすべきことを求めても債務者がこれを受領しないときは代位権行使の目的を果し得ないのであるから、債権者は直接自己に引渡或は支払をなすべきことを請求し得ることを認める必要がある。しかし、この場合においても、債権者が直接第三債務者より交付を受けたものは、債務者の権利に帰属しその債務者の総債権者の共同担保となるのであって、その債権者個人の権利に属するものではない。

〈要旨〉一方、債権者が債務者に対する移転登記請求権を代位行使する場合には、不動産登記法第二七条、〈/要旨〉第四六条の二により債務者の協力をお場合には、不動産登記法第二七条、〈/要旨〉第四六条の二により債務者の協力を記法第二七条、〈/要旨〉第四六条の二により債務者の協力を記述者のの表して債務者の表して債務者ののと異なりであるがはは、有人の表してものと異ならが多い。それでは、大きないののでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないでは、大きないでは、大きないである。である。とは、大きないである。である。とは、大きないである。には、大きないである。に対して、大きものである。は、大きないである。に、大きないである。に、大きものである。を異にないて、大きものである。は、大きないである。は、大きものである。本件控訴は、大きものである。本件控訴は、大きものである。本件では、大きものである。本件では、大きものである。本件では、大きの結果によるに、大きの結果によるが、大きものである。本件では、大きないである。

よつて、民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して主文の通り判決する。 (裁判長裁判官 岡田建治 裁判官 佐伯欽次 裁判官 松本冬樹)